

ID: 316

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	遺品等又は民俗資料の利用許可		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市村田清風記念館条例 第11条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第170号		
【根拠条文】 (遺品等又は民俗資料の利用) 第11条 教育、学術及び文化に関する機関若しくは団体又は学術研究をする者で、特に遺品等又は民俗資料を利用しようとする者は、市長の許可を得て遺品等又は民俗資料の閲覧又は貸出しを受けることができる。 2 前項の閲覧又は貸出しは、遺品等又は民俗資料の保管について安全が確保できると認められる場合に限り行う。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	令和2年4月1日